

# JR東海労なごや

2013年10月24日 No. 979

JR東海労名古屋地方本部

発行者： 山田 哲也

編集者： 堀 部 肇

## ボーナスカット・定昇カットは不当労働行為だ！ カット中労委、第2回調査開催！

10月23日、「カット愛労委」の不当命令を不服とした中労委第2回調査が開催されました。

今回の調査に向けて、組合は、補充申立書（2）、準備書面（1）、証拠を中労委に提出してきました。

準備書面（1）では、愛労委の「不当命令」の反論を行い、また証拠として、「ボーナスカットとされた①非違行為区分の定義②非違行為の回数③区分①②③の軽重については、組合に明らかにするべき」であり、組合との団体交渉事案であり、団体交渉を拒否する会社は、組合軽視であることを明らかにしてきました。

私たちは、今後、さらに会社の不当労働行為を中労委の場で明らかにしていきます。

第3回の調査は、2014年1月27日（月）に開催されます。

### =組合の主張=

#### 1. 組合と会社との労使関係について

JR東海労への会社の不当労働行為は、今日もなお続いていること。

#### 2. ストライキについて

会社の勤労情報に書かれている「筋違い」「遺憾」という表現は、JR東海労のストライキ権行使を妨害する行為であり、不当労働行為そのものであること。

#### 3. 管理者の社員への注意指導について

管理者が社員への注意指導した記録・保存は、ずさんであること。

#### 4. 減率の適用について

ボーナスカット・定昇カット者は、全社員数の3%にも満たないJR東海労組合員がカット者の約半数を占めていること。

#### 5. 苦情処理会議について

会社は、ボーナスカット・定昇カットの減率適用の理由を明らかにしていないこと。

#### 6. 添乗指導の回数について

カットをするために添乗回数を多くして注意指導していること。

#### 7. 点呼における一口試問について

一口試問は社員に知られていないにも関わらず、JR東海労組合員に対してのみ恣意的に行っていること。

#### 8. ボーナスカットの非違行為について

非違行為の定義、区分が組合に明らかにされていないこと。

# 会社は不当労働行為を認め謝罪せよ！！